

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例			
主管課	人事課			
改正条例	職員の給与に関する条例 教育職員の給与に関する条例 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (附則改正) 県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例ほか9条例			
【改正の概要】				
人事委員会勧告(平成18年度分)を実施するための職員(特別職を除く。)の給与の改定(給料表及び諸手当の改定)				
1 給料表の改定				
各給料表の給料月額引下げ(行政職平均 4.9%)				
給与カーブのフラット化(若手職員は引下げなし。中高年齢層は7%程度の引下げ)				
級構成の再編(行政職給料表の現行1、2級及び4、5級の統合等)				
号給構成の見直し(現行号給を4分割、初号等のカット、最高号給の延長)				
2 地域手当の新設				
現行の調整手当に代えて地域手当を支給。平成21年度までは、国に準じて暫定的な支給割合を適用				
	現行調整手当	地域手当支給割合		
		22年度以降	21年度まで	
東京都特別区在勤者	12%	18%	18%を超えない範囲で定める	
大阪市在勤者、医(一)適用者	10%	15%	15%を超えない範囲で定める	
3 勤務実績の給与への反映				
勤務実績に基づく昇給時期の導入(昇給時期の統一、枠外昇給制度廃止、55歳超昇給停止 55歳超昇給抑制)				
4 勤勉手当の改定				
平成18年度以降の勤勉手当の支給割合の変更				
	17年度		18年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職	0.70	0.75	0.725	0.725
特定幹部	0.90	0.95	0.925	0.925
5 新給料表への切替に伴う経過措置				
(1) 新給料表への切替に当たって、切替前給料月額と新給料表に基づき受けるべき給料月額との差額を支給(現給保障)				
(2) (1)の差額に相当する額は、給料に含まれるものとする。				
6 級構成の再編及び地域手当の新設等に伴う規定整備				
県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例ほか9条例について、級構成の再編、地域手当の新設及び55歳超昇給停止の廃止に伴う規定の整備を実施				
施行日	平成18年4月1日			